

条件付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 令和 2 年 4 月 1 日から公告日までの間において、岩手県内の市町村が発注する同種内容の受注実績を有し、受注内容を誠実に履行した実績があること。

2 入札参加資格が認められない者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、公告を行った者に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
ア 提出期限 令和 7 年 10 月 20 日（月）の午後 5 時まで（日曜日、土曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。以下同じ。）
イ 提出場所 公告で指定した申請書の提出先
ウ 提出方法 書面（様式任意）は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)への回答は、入札日の前日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

3 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問については、公告で指定した契約担当課に対して書面（様式任意）により令和 7 年 10 月 20 日（月）の午後 5 時までに行うこと。回答については、照会先の契約担当課において回答書の張り出し等の方法により閲覧に供すること。なお一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

4 内訳書

- (1) 内訳書を入札と同時に提出すること。
- (2) 内訳書を提出できない場合は、入札に参加できないこと。

- (3) 内訳書と入札書の金額は一致させることとし、一致しない場合は失格として取り扱うものであること。

5 設計図書及び契約条項の閲覧

公告で指定した閲覧場所において、閲覧及び貸出しを行う。ただし、貸出しは1者当たり3時間とする。

6 契約成立要件

- (1) 落札者の決定後、この入札に付する契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

ア 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

イ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。

- (2) 議会の議決を要する森林整備作業等にあつて、既に仮契約を締結した場合においても、議決までの間に仮契約の相手方が(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、仮契約を解除すること。

7 その他

- (1) 手続における交渉は無いこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) 提出書類作成に係る費用は、提出者の負担とすること。
- (4) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合があること。
- (5) 入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によること。